

群馬県母性衛生学会規約

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、群馬県母性衛生学会と称し、日本母性衛生学会の群馬県支部を兼ねる。

(事務所)

第2条 本会の事務局は、群馬大学大学院医学系研究科産科婦人科学内に置く。

第二章 目的

(目的)

第3条 本会は、妊、産、授乳婦の保健並びに婦人衛生全般に関する公衆衛生の研究、知識技術の普及向上をはかり、もって母性の保健及び福祉増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、会員相互の親睦をはかり、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 母性衛生に関する調査研究
- (2) 母性保健事業に対する学術的、技術的援助
- (3) 学術講演会、一般講演会並びに講習会、研究発表等の開催
- (4) 機関誌等の発行
- (5) その他本会の目的達成のため必要と認める事業

第三章 会員

(組織)

第5条 本会の会員は本会の目的及び事業に賛同し、所定の手続きを経て入会した者とする。

第6条 本会に、入会しようとする者は、姓名、住所、職種勤務先を記し、会費を添えて、本会の事務所に申し込むものとする。

(会費)

第7条 会費の年額は1,000円とする。

(名誉会員)

第8条 本会对し、特に功績のあった者は理事会の議を経て、名誉会員とすることができる。

- 2 名誉会員は、会費を免除し、終身会員となる。

第四章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-----|-----------------|
| 会長 | 1名 |
| 副会長 | 若干名 |
| 理事 | 若干名(うち数名は常任とする) |
| 監事 | 2名 |

第10条 会長、及び副会長、理事、監事は総会において選任する。

- 2 常任理事は理事の互選による。

第 11 条 会長は、本会を代表し、会議を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が定めた順序によりその職務を代理する。

3 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

4 常任理事は、会務を分掌する。

5 監事は、会計を監査する。

6 会長、及び副会長は、それぞれ日本母性衛生学会の支部長、または副支部長を兼ねるものとする。

(任 期)

第 12 条 役員の任期は 2 年とし留任を妨げない。

2 役員の欠員を生じたときは、理事会において、これを補充する。補充により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長、名誉会員、顧問及び参与)

第 13 条 本会に名誉会長、名誉会員、顧問及び参与をおくことができる。

2 名誉会長、名誉会員、顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 名誉会長、名誉会員、顧問及び参与は、会長の諮問に応じて意見を述べ、本会の事業を援助する。

(幹 事)

第 14 条 本会の会務を処理するために幹事をおく。

2 幹事は、会長の囑託を受け、常任理事を助けて分掌業務を処理する。

第五章 会 議

(会 議)

第 15 条 本会の会議は、総会、理事会、常任理事会とし、会長が招集し、会長が議長となる。

2 理事会は委任状を含めて、理事の 2/3 以上の出席で成立する。

3 常任理事会は委任状を含めて、常任理事の 2/3 以上の出席で成立する。

4 会議の議事は出席者の過半数をもって決する。

(理事会の職務)

第 16 条 理事会は本会の業務を議決する。

ただし、次の名号に掲げる事項は総会の審議を経なければならない。

(1) 事業計画及び予算決算

(2) 規約の変更

(3) 解 散

(4) 前各号のほか、会長が必要と認めた事項

(総 会)

第 17 条 総会は毎年一回開催する。ただし、会長が特に必要と認め、または会員の過半数が希望した場合は、臨時総会を開くことができる。

2 災害もしくは感染症の蔓延等、やむを得ない事情により総会を開会できない場合は、理事会の決議をもって総会の決議とみなすことができる。

なお、決議内容は会員へ速やかに報告するものとする。

第六章 会 計

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

第 19 条 本会の経費は、第 7 条の会費及びその他の収入を持って充当する。

附 則

1. この規約は、昭和38年7月13日から施行する。
2. この規約は、昭和50年7月16日から施行する。
3. この規約は、昭和53年4月1日から施行する。
4. この規約は、昭和55年4月1日から施行する。
5. この規約は、平成11年4月1日から施行する。
6. この規約は、令和3年4月1日から施行する。